

令和2年7月10日

令和2年7月豪雨による被害に係る 普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付

総務省は、令和2年7月豪雨により多大な被害を受けた地方公共団体に対し、地方交付税法第16条第2項の規定に基づき、9月に定例交付すべき普通交付税の一部を繰り上げて交付することとしました。

1 対象団体 20団体(9市7町4村)

福岡県	3団体(3市)
熊本県	14団体(4市6町4村)
鹿児島県	3団体(2市1町)

2 繰上げ交付額(9月定例交付見込額の5割)

福岡県	3,385百万円
熊本県	8,148百万円
鹿児島県	3,013百万円
合計	14,546百万円

3 日程

令和2年7月10日(金) 交付決定及び現金交付

※繰上げ交付の団体別内訳は、別紙のとおり。

<参考>

- ・ 普通交付税の定例の交付時期は、4月、6月、9月及び11月(地方交付税法第16条第1項)
- ・ 普通交付税の繰上げ交付は、災害により多大な被害を受けた地方公共団体における資金繰りを円滑にするために、定例の交付時期を繰り上げて交付するもの
- ・ 令和2年度の普通交付税額決定前であるため、6月概算交付額の50%を交付

自治財政局財政課 清水、富澤、高口
TEL 03-5253-5111(代表)
TEL 03-5253-5612(直通)
FAX 03-5253-5615

(別紙)

令和2年7月豪雨による被害に係る
普通交付税(9月定例交付分)の繰上げ交付額(団体別内訳)

(単位:百万円)

<福岡県> (3市)

団体名	繰上げ交付額
大牟田市	1,378
八女市	1,349
みやま市	658
合計	3,385

<鹿児島県> (2市1町)

団体名	繰上げ交付額
鹿屋市	1,471
出水市	1,001
長島町	541
合計	3,013

<熊本県> (4市6町4村)

団体名	繰上げ交付額
八代市	1,762
人吉市	532
水俣市	550
天草市	2,667
芦北町	436
津奈木町	174
錦町	213
多良木町	345
湯前町	185
相良村	195
五木村	119
山江村	188
球磨村	222
あさぎり町	560
合計	8,148